

県営住宅の管理代行について

平素より当公社業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当公社では、令和2年度から5年間、長野県の管理代行者として、上田・諏訪及び飯田の各建設事務所が所管する県営住宅の管理を行ってまいりましたが、令和7年4月1日から下記のとおり管理を継続することになりました。

令和7年3月31日

長野県住宅供給公社
理事長 新田 恭士

記

1. 長野県に代わって県営住宅の管理を行う者の名称

長野県住宅供給公社 理事長 新田 恭士

2. 長野県に代わって管理を行う県営住宅

「県営住宅に関する条例（昭和35年10月13日条例第33号）第2条に規定する県営住宅のうち次に掲げる県営住宅

（1）上田建設事務所管内

団地名	位置
踏入	上田市踏入一丁目
緑が丘	上田市緑が丘一丁目
みすず台	上田市蒼久保吉田原
蒼久保	上田市蒼久保
中之条第2	上田市中之条
築地	上田市築地
中野	上田市中野
学海	上田市中野大沢
別所	上田市別所温泉
石井	上田市塩川松の木
長瀬上平	上田市長瀬
川原第1	上田市上丸子川原
日向ヶ丘	東御市海善寺日向
乙女平	東御市滋野乙女平

（計14団地）

(2) 諏訪建設事務所管内

団 地 名	位 置
美弥ヶ丘	茅野市宮川
ひばりヶ丘	茅野市宮川
小泉	茅野市玉川
向ヶ丘	茅野市宮川
東向ヶ丘	茅野市宮川
両久保	茅野市宮川
湖南	諏訪市湖南
角間新田	諏訪市上諏訪
あけぼの	諏訪市清水一丁目
ハイツ諏訪	諏訪市上諏訪
学びが丘	岡谷市赤羽二丁目
小井川	岡谷市加茂町四丁目
富士見ヶ丘	岡谷市長地
上の原	岡谷市今井
中尾	岡谷市川岸中一丁目
加茂	岡谷市加茂町二丁目
関屋	諏訪郡下諏訪町中沢

(計 17 団地)

(3) 飯田建設事務所管内

団 地 名	位 置
丸山	飯田市今宮町
白山	飯田市丸山町
泉ヶ丘	飯田市正永町
三尋石	飯田市大瀬木
松尾	飯田市松尾常盤台
城下	飯田市水の手町
森林	下伊那郡松川町元大島
上新井	下伊那郡松川町元大島
高森吉田	下伊那郡高森町吉田
豊丘	下伊那郡豊丘村神稲

(計 10 団地)

3. 長野県に代わって行う県営住宅の管理の内容

次に掲げる事務

県営住宅等に関する条例の条項	事務の内容
第3条、第4条第1項	入居者の公募に関する事務
第5条	入居申請の受理に関する事務
第4条、第6条第1項及び第3項	入居者の選考及び入居許可に関する事務

第6条第2項	補欠入居選考予定者の選定及び順位付けに関する事務
第8条	入居申込者への通知に関する事務
第9条第1項各号列記以外の部分	入居すべき日の指定に関する事務
第9条第2項	入居すべき日の変更に関する事務
第9条第3項	入居の許可の取消しに関する事務
第13条第1項	明渡しの日の認定に関する事務
第15条第1項	入居者の修繕又は費用負担の選択に関する事務
第19条	明渡し検査の職員の指定に関する事務
第23条第1項	高額所得者への明渡し請求に関する事務
第23条第3項	高額所得者への明渡し期限の延長に関する事務
第25条第1項	共同施設（集会所及び駐車場）の使用許可に関する事務
第27条第1項	県営住宅の検査及び入居者に対する指示に関する事務

公営住宅法による条項	事務の内容
第21条	県営住宅及び附帯施設等の修繕等に関する事務
第27条第3項	用途変更の承認に関する事務
第27条第4項	模様替え及び増築の承認に関する事務
第27条第5項	同居承認に関する事務
第27条第6項	承継承認に関する事務
第32条第1項	入居者に対する明渡し請求に関する事務
第32条第5項	入居者に対する明渡し請求の通知に関する事務
第33条	公営住宅監理員の設置に関する事務
第34条	収入状況の報告に関する事務

4. 県営住宅の管理に関して上記以外に併せて行う業務

業務の内容
家賃、敷金、滞納家賃等の収納に関する事務
収入申告に関する事務
申請書等の取次ぎ及び通知等の送付に関する事務
その他県営住宅の管理に必要な事務

5. 長野県に代わって県営住宅の管理を行う期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日